

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月10日
【会社名】	株式会社J D S C
【英訳名】	Japan Data Science Consortium Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 聡志
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目4番1号 住友不動産後樂園ビル16階
【電話番号】	03-6773-5348
【事務連絡者氏名】	取締役C F O コーポレート部門長 作井 英陽 (戸籍名: 桑原 英陽)
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目4番1号 住友不動産後樂園ビル16階
【電話番号】	03-6773-5348
【事務連絡者氏名】	取締役C F O コーポレート部門長 作井 英陽 (戸籍名: 桑原 英陽)
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 357,004,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**第一部【証券情報】****第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数(株)	内容
普通株式	413,200	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は、100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2024年5月10日付の取締役会決議によります。
- 2 当社と割当予定先であるSCSK株式会社(以下「SCSK」といいます。)は、2024年5月10日付で「資本提携及び業務提携協定書」(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく提携を以下「本資本業務提携」といいます。)を締結します。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

**2【株式募集の方法及び条件】****(1)【募集の方法】**

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	413,200	357,004,800	178,502,400
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	413,200	357,004,800	178,502,400

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、178,502,400円であります。

**(2)【募集の条件】**

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
864	432	100株	2024年5月30日 ~2024年7月1日		2024年7月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに、当社とSCSKとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 4 払込期日までにSCSKとの間で総数引受契約が締結されない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。

**(3)【申込取扱場所】**

店名	所在地
株式会社J D S C コーポレート部	東京都文京区小石川一丁目4番1号

**(4)【払込取扱場所】**

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番地10号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
357,004,800	4,949,500	352,055,300

（注）1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用及び弁護士費用等の合計額であります。

#### （2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
人材投資	252	2024年7月～2027年6月
研究開発	50	2024年7月～2027年6月
経営基盤強化	50	2024年7月～2027年6月
合計	352	-

（注） 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、S C S Kとの協業を通じ、パートナーシップ関係を構築し、新たなサービスの共同開発や両社の事業を拡大させることを目指しています。上記の手取概算額352,055千円については、人材投資を主とし、研究開発や経営基盤の強化に充当する予定であります。人材投資については、優秀な人材の確保が必要なことから、新たな人材の採用を目指して採用費等に投資してまいります。研究開発では、A I ・データサイエンス等を活用した新たなサービス開発に、経営基盤の強化では、質の高いサービスを提供し続けるべく、社内体制の整備・強化に費用を投資していく予定であります。具体的な時期については、当社とS C S Kとの間で締結する業務提携に関する各個別契約において決定することから、いずれも支出の正確なタイミングを予測することは一定の限界があるため、支出予定時期は、会計期間ごとに記載するのではなく、一定程度確実に支出が見込まれる期間を記載しています。なお、支出予定時期が変更になった場合は、速やかに開示いたします。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	S C S K 株式会社
	本店の所在地	東京都江東区豊洲3丁目2番20号
	直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第55期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月22日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第56期第1四半期 （自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月10日 関東財務局長に提出 事業年度第56期第2四半期 （自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月13日 関東財務局長に提出 事業年度第56期第3四半期 （自 2023年10月1日 至 2023年12月31日） 2024年2月13日 関東財務局長に提出
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、2024年5月10日現在のものであります。

## c 割当予定先の選定理由

当社グループは、「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「AIでデータの真価を解き放ち産業の常識を塗り替える」というビジョンを実現すべく、データサイエンスや機械学習、AIといった最先端の技術を社会に実装することを目指しております。

上記ビジョンの下で、当社グループは、各産業を代表するパートナー企業と共同で研究開発を行い、産業全体に共通する課題を解決するAI関連のサービスやソリューションを多数創出しております。当該研究開発において、当社グループとしては、AIを単なる先進技術としてではなく、実際に利益やキャッシュ・フロー等の観点で定量的な改善効果を創出し、産業共通課題を解決する手段として社会に実装することを目指しております。

また、当社グループは、ビジネスデベロップメント、データサイエンス及びエンジニアリングの三位一体のチーム体制により、産業課題の掘り起こし、AIによる解決策の提示、AIアルゴリズムの開発及びAIソリューションの実装までを包括的に推進しております。

S C S Kグループは、経営理念に「夢ある未来を、共に創る」を掲げ、長年に渡りITサービス業界において、基幹システムやその周辺システムを中心にシステム構築をはじめとする様々なサービス提供を行ってきた豊富な実績を有しています。また、S C S Kグループは、幅広い産業におけるパートナーと共に社会課題の解決に貢献する、新たなビジネスやサービス創造に取り組んでおります。

当社は、S C S Kとの間で協業に向けた協議を続けてまいり、今般、長期的な関係強化と資本面における提携関係を構築することを目的とし、同社に対する第三者割当増資を実施することといたしました。

本第三者割当により、グループにおける成長事業への投資資金に充当することは、当社グループの売上の増加や収益率の向上に繋がり、ひいては企業価値の向上が期待されます。一方で、S C S Kグループは、当社グループの強みである、ビジネスデベロップメント、データサイエンス及びエンジニアリングの三位一体のチーム体制による産業課題の掘り起こし、AIによる解決策の提示、AIアルゴリズムの開発及びAIソリューションの実装などの競争優位性を活用することで事業拡大が見込まれることから本第三者割当を決定いたしました。今後、S C S Kグループが有する顧客基盤やITシステム関連の知見及びノウハウと、当社グループのAI・データサイエンスの技術力や未解決の産業課題を解決する事業開発力を掛け合わせることで、当社の企業価値を更に向上すべく、S C S Kグループ及び当社グループの事業面における提携関係の強化・発展に向けた協議を進めてまいります。

## d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 413,200株

## e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、S C S Kから、本第三者割当の払込みに要する資金を保有している旨の表明を受けております。また、当社は、S C S Kが2024年4月26日付で公表している「2024年3月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載の連結貸借対照表により、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としても、同社における本第三者割当の払込みのために必要な資金等の状況に問題はないものと判断しております。

## g 割当予定先の実態

S C S Kは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、S C S Kが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2024年4月1日）の「内部統制システム等に関する事項」「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。さらに当社は、S C S Kの担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当の発行価格は、2024年5月7日（以下「本基準日」といいます。）までの1か月間（2024年4月8日から2024年5月7日まで）における東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値単純平均である864円（円単位未満四捨五入。平均値の計算において以下同じ。）を基準に、割当予定先と協議した結果、当該金額と同額といたしました。

発行価格の決定に際し、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日ではなく、その2営業日前である本基準日時点における株価を参照して発行価格を決定したのは、発行価格について、直近の市場価格の変動を可能な範囲で織り込みつつも、本第三者割当における割当予定先が引き受けることとなる当社株式の株価をより早期に確定することで、割当予定先の意思決定及び割当予定先と当社の間の合意形成を円滑に進めることを企図したものととなります。他方、上記のとおり発行価格を決定する場合、本基準日の翌日及び翌々日である2024年5月8日及び同年5月9日における当社株式の市場価格の変動を考慮しない形となりますが、当該各日において、当社株式の市場価格に著しい影響を及ぼす事象の発生が想定されておらず、実際にもこれらの事象が生じなかったこと、また、後述のとおり、本取締役会決議日の直前営業日における終値並びに直前1か月間、直前3か月間及び直前6か月間の終値単純平均と上記発行価格を比較しても、乖離の程度は著しく大きいとはいえないことから、発行価格の決定において、2024年5月8日及び同年5月9日における当社株式の市場価格を考慮しない場合でも、発行価格の決定方法は合理的であると考えております。

また、本基準日における当社株式の終値ではなく、本基準日までの1か月間の終値単純平均を基準としたのは、当該期間における当社株式の値動きに相当程度の幅（東京証券取引所グロース市場における当該期間の当社株式の高値は965円、安値は800円となっております。）がある中で、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができるかと判断したためです。また、算定期間を1か月としたのは、3か月、6か月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためです。

上記を踏まえ、当社は、本基準日までの1か月間の終値単純平均を基準としたうえで、当社株価の変動、本第三者割当により生じうる希薄化、及び割当予定先との本資本業務提携の推進による中長期的な企業価値向上等を総合的に勘案し、割当予定先と協議の上、本株式本第三者割当の発行価格を本基準日までの1か月間の終値単純平均と同額とすることを決定いたしました。

本第三者割当本株式の発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日（2024年5月9日）の終値870円に対しては0.7%のディスカウント、直前1か月間（2024年4月10日から2024年5月9日まで）の終値単純平均である860円に対しては0.5%のプレミアム、直前3か月間（2024年2月10日から2024年5月9日まで）の終値単純平均である887円に対しては2.6%のディスカウント、同直前6か月間（2024年11月10日から2024年5月9日まで）の終値単純平均である819円に対しては5.5%のプレミアムとなります。

なお、当社監査役3名全員（全員が社外監査役）から、本新株式の払込金額の決定方法は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割り当てる本新株式の数は413,200株（議決権数4,132個）であり、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数13,359,800株（議決権総数133,598個）を分母とする希薄化率は3.09%（2023年12月31日現在の当社議決権総数132,348個を分母とする議決権ベースでの希薄化率は3.12%）に相当します。しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

以上より、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
加藤 聡志	東京都文京区	4,586,900	34.66	4,586,900	33.61
株式会社S M B C 信託銀行（特 定運用金外信託 未来創生2号 ファンド）	東京都千代田区丸の内一丁目3 番2号	1,749,300	13.22	1,749,300	12.82
淵 高晴	東京都港区	1,028,000	7.77	1,028,000	7.53
S C S K 株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番20 号	-	-	413,200	3.03
田畑 正吾	兵庫県芦屋市	400,000	3.02	400,000	2.93
橋本 圭輔	東京都中央区	277,900	2.10	277,900	2.04
鳥井 俊之	北海道函館市	236,700	1.79	236,700	1.73
ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田1丁目13 番1号 大阪梅田ツインタワー ズ・サウス	233,100	1.76	233,100	1.71
中部電力株式会社	愛知県名古屋市中区東新町1番 地	233,100	1.76	233,100	1.71
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	176,800	1.34	176,800	1.30
計	-	8,921,800	67.42	9,335,000	68.41

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2023年12月31日現在の株主名簿をもとにして作成しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本第三者割当による変動を反映しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社の2023年12月31日現在における総議決権数である132,348個に、本第三者割当によって割り当てられる当社普通株式に係る議決権数(4,132個)を加算した後の総議決権数136,480個に対する割合であります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第5期）の提出日（2023年9月27日）以後、本有価証券届出書提出日（2024年5月10日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2023年9月27日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2023年9月26日開催の当社第5期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年9月26日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

###### 減少すべき資本金の額

2023年8月24日現在の資本金の額117,167,600円を107,167,600円減少して10,000,000円といたします。

###### 資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式の総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

###### 資本金の額の減少の効力発生日

2023年11月10日

###### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、加藤聡志、作井英陽、吉井勇人、出路貴規、田中謙司を選任するものであります。

###### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たな株式報酬制度を導入するものであります。



(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議結果
第1号議案	89,413	264	0	99.22%	可決
第2号議案					
加藤 聡志	83,787	5,890	0	92.97%	可決
作井 英陽 （戸籍名：桑原 英陽）	89,510	167	0	99.33%	可決
吉井 勇人	89,508	169	0	99.32%	可決
出路 貴規	84,956	4,721	0	94.27%	可決
田中 謙司	89,528	149	0	99.35%	可決
第3号議案	86,137	3,540	0	95.58%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成するものであります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成するものであります。

第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成するものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第5期）に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（2024年5月10日）までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2023年7月20日～ 2023年10月31日（注）1	39,900	13,282,800	1,464	117,296	1,464	2,193
2023年11月10日（注）2		13,282,800	107,167	10,128		2,193
2023年12月31日～ 2024年1月23日（注）1	77,000	13,359,800	2,827	12,955	2,827	2,196

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2023年9月26日開催の定時株主総会の決議に基づく減資であります。

3. 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額、資本金残高、資本準備金増減額および資本準備金残高には、2024年4月1日から本有価証券届出書提出日（2024年5月10日）までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれておりません。

### 3 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第5期、提出日2023年9月27日）及び四半期報告書（第6期第2四半期、提出日2024年2月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年5月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年5月10日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 4 最近の業績の概要

2024年5月10日に開示いたしました、2024年6月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載されている第6期第3四半期累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）の四半期財務諸表は、以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,146,414	2,488,455
受取手形、売掛金及び契約資産	198,810	2,832,178
前払費用	29,062	40,401
その他	65,448	74,693
貸倒引当金	-	174
流動資産合計	3,439,736	5,435,553
固定資産		
有形固定資産	62,530	74,837
無形固定資産		
のれん	164,397	798,745
顧客関連資産	-	1,228,500
その他	404	455
無形固定資産合計	164,801	2,027,700
投資その他の資産		
その他	573,038	572,039
貸倒引当金	18,998	18,353
投資その他の資産合計	554,040	553,686
固定資産合計	781,372	2,656,224
資産合計	4,221,108	8,091,778
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	-	2,005,553
1年内返済予定の長期借入金	2,979	254,436
未払金	87,386	122,555
未払法人税等	107,174	48,029
未払消費税等	49,578	21,051
契約負債	77,293	44,356
賞与引当金	157,412	4,527
役員賞与引当金	44,645	212
その他	42,367	104,229
流動負債合計	568,837	2,604,949
固定負債		
長期借入金	12,239	1,455,748
退職給付に係る負債	-	30,295
資産除去債務	20,177	20,293
その他	144	411,351
固定負債合計	32,561	1,917,688
負債合計	601,398	4,522,638
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	115,831	12,955
資本剰余金	3,652,896	3,764,356
利益剰余金	148,582	213,616
自己株式	60,465	60,465
株主資本合計	3,559,679	3,503,229
新株予約権	1,016	828
非支配株主持分	59,013	65,081
純資産合計	3,619,709	3,569,140
負債純資産合計	4,221,108	8,091,778

## ( 2 ) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

( 四半期連結損益計算書 )

( 第 3 四半期連結累計期間 )

( 単位 : 千円 )

	前第 3 四半期連結累計期間 ( 自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 3 月31日 )	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 3 月31日 )
売上高	1,487,185	11,165,970
売上原価	727,588	10,026,720
売上総利益	759,597	1,139,250
販売費及び一般管理費	692,417	1,093,117
営業利益	67,179	46,132
営業外収益		
受取利息	32	252
受取報奨金	300	-
業務受託料	525	730
貸倒引当金戻入額	-	3,549
その他	190	1,332
営業外収益合計	1,047	5,864
営業外費用		
支払利息	90	10,594
支払手数料	120	20,413
投資事業組合運用損	3,109	5,888
持分法による投資損失	8,675	14,971
解約違約金	2,672	-
その他	-	47
営業外費用合計	14,669	51,916
経常利益	53,557	81
特別利益		
固定資産売却益	46	10
新株予約権戻入益	-	21
特別利益合計	46	31
特別損失		
固定資産売却損	212	44
固定資産除却損	93	-
特別損失合計	306	44
税金等調整前四半期純利益	53,298	67
法人税、住民税及び事業税	67,404	43,891
法人税等調整額	33,171	15,140
法人税等合計	34,232	59,032
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	19,066	58,965
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失 ( )	1,018	6,068
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ( )	20,084	65,033

(四半期連結包括利益計算書)  
(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2023年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年7月1日 至 2024年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	19,066	58,965
四半期包括利益	19,066	58,965
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,084	65,033
非支配株主に係る四半期包括利益	1,018	6,068

( 3 ) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

( 継続企業の前提に関する注記 )

該当事項はありません。

( 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 )

当社は、2023年9月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、2023年11月10日付で減資の効力が発生し、資本金が107,167千円減少し、この減少額全額をその他資本剰余金へ振り替えました。また、新株予約権の行使により資本金が4,291千円、資本剰余金が4,291千円それぞれ増加しております。これらの結果、第3四半期連結会計期間末において、資本金が12,955千円、資本剰余金が3,764,356千円となっております。

( 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 )

第2四半期連結会計期間より、メールカスタマーセンター株式会社の株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

前第3四半期連結累計期間（自 2022年7月1日 至 2023年3月31日）

## 1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	AIソリューション事業	フィナンシャル・アドバイザー事業	マーケティング支援事業	
売上高				
外部顧客への売上高	1,453,271	33,914	-	1,487,185
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	1,453,271	33,914	-	1,487,185
セグメント利益又は損失（ ）	75,299	8,119	-	67,179

（注）セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結累計期間（自 2023年7月1日 至 2024年3月31日）

## 1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	AIソリューション事業	フィナンシャル・アドバイザー事業	マーケティング支援事業	
売上高				
外部顧客への売上高	1,322,011	114,260	9,729,698	11,165,970
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	1,322,011	114,260	9,729,698	11,165,970
セグメント利益又は損失（ ）	24,241	1,008	71,382	46,132

（注）セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## 2．報告セグメントの変更等に関する事項

第2四半期連結会計期間において、メールカスタマーセンター株式会社の株式を取得し連結子会社化したことに伴い、「AIソリューション事業」及び「フィナンシャル・アドバイザー事業」の2区分から、「AIソリューション事業」、「フィナンシャル・アドバイザー事業」及び「マーケティング支援事業」の3区分に変更しました。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

## 3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（のれんの金額の重要な変動）

第2四半期連結会計期間において、メールカスタマーセンター株式会社の株式を取得し連結子会社化したことに伴い、前連結会計年度末に比べ、「マーケティング支援事業」において、のれんが653,316千円増加しております。

## （重要な後発事象）

資本業務提携及び第三者割当増資による新株式の発行

1. 当社は、2024年5月10日付の取締役会決議により、以下のとおり、SCSK株式会社（以下「SCSK」といいます）との戦略的な資本業務提携を行うこと及び割当予定先に対する第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当」という）を決議し、本資本業務提携についての契約を締結いたしました。募集の概要は以下のとおりであります。

## 募集の概要

(1) 払込期日	2024年7月1日
(2) 発行新株式数	普通株式413,200株
(3) 発行価額	1株につき864円
(4) 調達資金の額	357,004,800円
(5) 資本組入額	1株につき432円
(6) 資本組入額の総額	178,502,400円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、そのすべてをSCSKに割り当てます。
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としています。

## 募集の目的及び理由

当社は、SCSKとの間で協業に向けた協議を続けて参り、今般、長期的な関係強化と資本面における提携関係を構築することを目的とし、同社に対する第三者割当増資を実施することといたしました。

本第三者割当により、グループにおける成長事業への投資資金に充当することは、当社グループの売上の増加や収益率の向上に繋がり、ひいては企業価値の向上が期待されます。一方で、SCSKグループは、当社グループの強みである、ビジネスデベロップメント、データサイエンス及びエンジニアリングの三位一体のチーム体制による産業課題の掘り起こし、AIによる解決策の提示、AIアルゴリズムの開発及びAIソリューションの実装などの競争優位性を活用することで事業拡大が見込まれることから本第三者割当を決定いたしました。

今後、SCSKグループが有する顧客基盤やITシステム関連の知見及びノウハウと、当社グループのAI・データサイエンスの技術力や未解決の産業課題を解決する事業開発力を掛け合わせることで、当社の企業価値を更に向上すべく、SCSKグループ及び当社グループの事業面における提携関係の強化・発展に向けた協議を進めてまいります。

## 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

## (1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
357,004,800円	4,949,500円	352,055,300円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用及び弁護士費用等の合計額であります。

## (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
人材投資	252	2024年7月～2027年6月
研究開発	50	2024年7月～2027年6月
経営基盤の強化	50	2024年7月～2027年6月
合計	352	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 2022年7月1日 至 2023年6月30日	2023年9月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第6期第2四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月13日 関東財務局長に提出



なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年9月26日

株 式 会 社 JDSC  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
公認会計士 淡 島 國 和  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員  
公認会計士 伊 藤 裕 之  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社JDSCの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JDSC及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年8月17日開催の取締役会において、メールカスタマーセンター株式会社の第三者割当増資の引き受け及び連結子会社化について決議し、同日付で最終契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

AIソリューション事業 収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の売上高のうちAIソリューション事業は1,866百万円であり、連結財務諸表において特に重要な勘定科目である売上高の大部分を占めている。会社の事業セグメントのうちAIソリューション事業は様々な産業の事業会社に対して機械学習等を活用したアルゴリズムモジュールの開発などのAIサービスを個別に提供している。</p> <p>当該サービスの提供は、請負型契約、準委任型契約等異なった契約形態が採用され、契約毎に履行義務の内容が異なる。</p> <p>会計方針に記載の通り、会社は契約毎の履行義務に応じて、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号。以下、「収益認識基準」）に基づき、主として履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。</p> <p>会社は、契約毎に履行義務の内容を識別、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり収益認識を行うため内部統制を整備・運用のうえ収益認識を行っているが、契約毎に履行義務の内容が異なることから、各契約が収益認識基準に基づき、履行義務を充足するにつれて収益認識が適切になされているかの判断は複雑なものとなる。よって当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>履行義務の内容に応じて履行義務の充足要件を決定するためのプロセスについて、適切な管理者による承認等の内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>（２）分析的手続及び売上取引の個別検討</p> <p>契約別の売上及び粗利率の月次推移分析を実施した。</p> <p>サンプリングまたは一定の条件により抽出された個別の取引について以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客との契約書を閲覧し、会社の採用した履行義務の識別及び履行義務の充足要件が適切であるか検討した。</li> <li>契約に基づく履行義務の内容について、取引内容の質問、業務報告書などの閲覧等により、契約毎の履行義務の充足状況を検討した。</li> <li>履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益認識している案件について、プライシングシートの閲覧及び発生した原価との整合性を検討することにより、進捗度の見積りの妥当性を検討した。また再計算を行うことで進捗度に基づく収益認識の妥当性を検討した。</li> <li>入金記録等の根拠証憑との突合を実施した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年9月26日

株 式 会 社 JDSC  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
公認会計士 淡 島 國 和  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員  
公認会計士 伊 藤 裕 之  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社JDSCの2022年7月1日から2023年6月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JDSCの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年8月17日開催の取締役会において、メールカスタマーセンター株式会社の第三者割当増資の引き受け及び連結子会社化について決議し、同日付で最終契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

AIソリューション事業 収益認識
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（AIソリューション事業 収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月9日

株 式 会 社 JDSC  
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 淡 島 國 和指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之

## 監査人の結論

監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社JDSCの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社JDSC及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。